平成22年度第3回二宮町下水道運営審議会会議録

日 時 平成22年11月4日(木)、午前10時~10時30分

場 所 町民センター2階・2Bクラブ室

出席者 小澤宜男会長、古澤正平委員、二見泰弘委員、脇直一委員、外丸勝美委

員、山田経行委員、宮本由美子委員、上田有司委員

欠席者 深見直美委員、岩倉正枝委員、

事務局都市経済部長、下水道課長、業務班副主幹、工務班副技幹、業務班主事

傍聴者 1名

1. 開 会 (課長)

おはようございます。それでは定刻ですので、始めさせていただきます。よろしく お願いします。

はじめに会議の欠席者のご報告をさせていただきます。本日は深見委員・岩倉委員 より欠席の連絡がありました。

尚、田沼委員でございますが9月20日にお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りさせていただきたいと思います。

会長が田沼委員の葬儀に参列していただいております。ありがとうございました。 本日の出席委員数、定数 11 名中8名であります。条例の規定により半数以上の出席 ですので本日の会議は成立しております。

それではただ今より、平成22年度第3回下水道運営審議会を始めさせていただきます。初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

おはようございます。早朝、忙しい中をお集まりいただきありがとうございました。 先ほど、課長より話がありましたが田沼さんが、2年半一緒に委員としていろいろ な面でご協力頂いておりましたが、お亡くなりになりました。大変、寂しい気がしま す。

その中で、私たち、その意志をついで下水道審議会を盛り上げ、町民の期待に応えていくことを益々強くしています。どうか今日の審議につきましても、いろいろご審議をしていただきまして、最終的な答申にもって行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

司 会 ありがとうございました。それでは、議長につきましては、条例の規定により会長が議長となりますので宜しくお願いします。

会 長 では、議題に従いまして「下水道事業受益者分担金に関する答申(案)について」を審議したいと思います。内容について事務局より説明をお願いします。 事務局 資料「二宮町下水道事業受益者分担金について(答申)」及び「下水道事業 受益者分担金に関する答申書」を朗読する。

会 長 今、答申書(案)について事務局より説明がありました。これについては、 先ほど、話がありましたように、事前に皆さんに検討をいただいて、ご意見等 をいただいた結果をここに出しております。それ以外に、内容を考えたら違う のではないか。文章の意味も違うのではないか等のご意見がありましたら、お 願いします。

ご意見ありますか。いいですか。

- 委員 参考に聞きたいが、徴収猶予についてのところ、現実に既に市街化区域と市街化調整区域の間に管が入っていますが、そんな場所について、調整区域の宅地の中に農地があった場合、ここに「農地や山林などの場合については、受益が現実になるまでの一定期間、分担金の徴収を猶予する必要がある」と書いてあるがこの場合はどうなるのか。
- 委員 畑の部分を分筆して独立させなければいけないのではないか。
- 事務局 現実の運用の中で、宅地の中に畑がある場合は畑の部分は猶予として、畑の 面積を除いている。
- 委員 面積を除いているのね。今、現実に市街化調整区域の土地からつないでいる 家があるが、その家が宅地の中に農地があるときは削除するわけか。農地分は。
- 委員 分筆してちゃんとしないと公平な面積にはならないよね、法的に。結局、その部分を分筆しなければならないのではないか。負担金のときにもその問題が 出たと思う。
- 事務局 委員が言われたのが第1原則ですが、実際の運用の中では実際に農地として 使っていて分筆されてない場合があります。この場合は、実測いたします。若 しくは実測していただいたものを確認いたします。
- 委 員 実測するのはいいが、実測しても畑の部分を広くしたり、狭くしたりすることができる。

実測が法律的に登記されたものであれば、登記簿上の面積でやればいいが、 そうでない場合に、畑として広げてやっている人がいるかもしれない。最初に 広く畑として作り、後で狭めて畑でとった部分を宅地として利用しているのか もしれない。その場合、地目の問題があるがどうなんだろう。という疑問が生 じる。

- 委 員 ここで審議しなくてもいい。ただ、このような問題がすぐに発生すると思っ たので、参考に聞いただけである。
- 会 長 分筆すれば一番良いが、本人の申出を信用する以外ない、現実は。この部分 は畑です。実際に耕作していれば分かるが、耕作してない部分があって、実際 畑ですと言われても、なんとも言いようがない。

- 事務局 見に行って現況でやっています。受益者負担金の段階での参考として、賦課するときは申請に基づいて現地を確認して、猶予申請面積については実測を可能な限り行い、登記されたものから面積を引いて、賦課しております。猶予したものについては、原則として3年に1回現況調査を行っています。ハガキで回答をいただき、職員が仕事で出たときに現地が宅地転用になっているかを確認しています。分かった時に賦課させていただいています。
- 会長 その他ありますか。ご意見が無いようで、この内容で答申をさせていただき たい。このように思います。それでは、次のその他について。
- 事務局 1点ございます。次回の審議会ですが、来年2月頃に予定をさせていただき たいと思います。議題は、中期ビジョンの報告及び使用料改定の見直しになる と思います。宜しくお願いいたします。
- 会長 今、使用料の話がありましたが、前回の各委員の意見として答申の中に3年 毎の見直しすることの文言がありますので、それに基づいての審議になります。 以上を持ちまして、当審議会に付託された審議を終了させていただきます。

*審議会終了後、正副会長より町長に「下水道事業受益者分担金に関する答申書」を渡しました。